

第10次横浜市消費生活審議会 第1回消費者教育推進地域協議部会 会議録	
日 時	平成27年2月2日(月) 10時～11時40分
開 催 場 所	関内中央ビル K302会議室
出 席 者	岡田委員、佐々木委員、鈴木和子委員、松葉口委員 小守専門委員 坂本専門委員 武田専門委員 若尾専門委員
欠 席 者	なし
開 催 形 態	公開(傍聴者0人)
議 題	1 部会長・会議録確認者の選出について 2 横浜市消費者教育推進の方向性及び平成27年度消費者教育推進計画について
決 定 事 項	1 部会長は松葉口委員、会議録確認者は岡田委員及び佐々木委員とする。 2 横浜市消費者教育推進の方向性及び平成27年度消費者教育推進計画に対する意見については、各委員に御意見がある場合には事務局へ送付して頂いた上で、横浜市消費生活審議会へ報告する。
議 事	<p>開会</p> <ul style="list-style-type: none"> ○部会長選出までの間、事務局で議事進行することの確認 ○会議成立の定足数の確認 ○審議会の公開と会議録の公表の確認 ○会議録確認者は岡田委員及び佐々木委員に決定 <p>事務局</p> <p>これから第10次横浜市消費生活審議会の部会である消費者教育推進地域協議部会を開催させていただきます。</p> <p>今回は、消費者教育推進地域協議部会の第1回でございますので、部会長選出までの間は、事務局で議事進行させていただきます。</p> <p>また、第9次横浜市消費生活審議会の報告書におきまして、国際性や高齢者への配慮が必要であるとのこと議論を踏まえ、横浜市消費生活条例12条第1項に基づき、専門委員をお願いいたしました。本日の御出席者につきましては、配布資料1の1頁目をご覧ください。後程、御紹介のお時間を頂きたいと考えております。</p> <p>本部会の運営につきましては、審議会の部会となりますので、審議会に準じます。</p> <p>それでは、配布物について、御確認下さい。</p> <p>～配布物確認～</p> <p>議題1 部会長・会議録確認者の選出について</p> <p>事務局</p> <p>それでは、部会長の選出に移ります。</p> <p>横浜市消費生活条例に基づき、審議会に部会長を各1名、委員の互選によって定めま</p>

すが、御検討頂きたいと思います。いかがでしょうか。

鈴木和子委員

はい。教育の専門家であり、消費者行政に造詣の深い松葉口委員を部会長に推薦いたします。いかがでしょうか。

事務局

松葉口委員、お願いできますか。

松葉口部会長

お引き受けさせて頂きたいと思います。

事務局

それでは、議事進行を引き継ぎますので、よろしくお願いたします。

松葉口部会長

まず、会議録確認者につきましては、岡田委員と佐々木委員にお願いしたいのですが、よろしいでしょうか。

～両委員了承～

松葉口部会長

では、本部会の役割についてまず御説明いたします。

「消費者教育の推進に関する法律」第20条第2項各号に基づいて、消費者教育の推進に関し、消費者教育推進地域協議部会の構成員相互の情報の交換及び調整を行うとともに、横浜市が横浜市消費者教育推進計画を作成または変更する場合に意見を述べるということが、本部会の役割でございます。

本日、横浜市消費者教育推進計画を策定する際に、その基礎となる考え方である「横浜市消費者教育推進の方向性(案)」(以下、配布資料3という。)について、御審議頂きたいと考えております。

配布資料3は、お手元の消費者教育関係資料集にある「消費者教育の推進に関する法律」や「消費者教育の推進に関する基本的な方針」、配布資料2の第9次横浜市消費生活審議会の報告書「新たな視点での消費者教育について」を踏まえまして、横浜市における消費者教育の基本的な考え方を示すものでございます。これを元に、「消費者教育の推進に関する法律」に基づく横浜市消費者教育推進計画を毎年度策定していくということになります。

松葉口部会長

続きまして、委員の皆様を御紹介をさせて頂きたいと思います。

～各委員紹介～

それから、本日は、横浜市消費生活条例第4条第2項に基づき、関係者として、横浜市教育委員会事務局指導部指導企画課の指導主事の方と、磯子区役所総務部地域振興課長の方が御出席されています。よろしくお願いたします。

議題2 横浜市消費者教育推進の方向性及び平成27年度消費者教育推進計画について

松葉口部会長

続きまして、議題2横浜市消費者教育推進の方向性及び平成27年度消費者教育推進計画について事務局から説明をお願いします。

事務局

今までは、被害に遭わない消費者となり、合理的な意思決定ができる自立した消費者の育成が消費者教育の目標でございました。

しかし、平成24年に「消費者教育の推進に関する法律」が施行されたことを受けて、被害に遭わない消費者、合理的意思決定のできる消費者の育成に加えて、よりよい市場、よりよい社会の発展に積極的に関与する消費者の育成も消費者教育の目標として加わりました。このような消費者による社会を、「消費者教育の推進に関する法律」第2条第2項では「消費者市民社会」と定義しております。

横浜市では、第9次横浜市消費生活審議会において御審議頂き、配布資料2の報告書ができ、法律とこの報告書を踏まえ、「消費者市民社会」の形成という観点から、既存事業の「見える化」を図りました。配布資料3の29頁にある「消費者教育に関する取組一覧」をご覧ください。これは、「消費者市民社会」の形成という観点から、平成25年度の事業の見える化を図ったものです。そして、重点項目として、第1に、横浜市の特性ということで、1600人ほどいらっしゃる横浜市消費生活推進員の皆様が活動しやすくなるための地域での活動の強化、第2に、高齢者、消費者問題も高齢者の被害が非常に多くなっておりまして、高齢者等への見守り強化という二つの視点を重点的な項目として設定いたしました。

また、3つの観点から、従前の施策の体系化を行っております。

第1に、発達段階（年代）や場の特性ということで、学校や家庭、地域社会、職域といった場の特性に応じた消費者教育の実施、第2に、消費者教育推進の担い手の育成、担い手間の連携、市民の皆様との協働の実現が目標となっております。第3に、国や県等との連携及び消費生活関連施策・分野との連携を掲げています。

「横浜市消費者教育推進の方向性（案）」については事前にお送りさせて頂きましてお目直し頂いたと思います。本日配布資料3としてお配りしているのは最新版ということで少し文言等が変更になっておりますが、基本的なところは変わっておりません。

松葉口部会長

ありがとうございます。

それでは、配布資料3の1頁から12頁までの部分、つまり「横浜市消費者教育推進の方向性について」、「法律等における消費者教育の基本的考え方」、「横浜市の現状と課題」の3点について、御意見・御質問等がございましたらお願いします。

武田専門委員

配布資料3の6頁の「ライフステージの分類」がございました。一番下の方に成人期を一般、若者、高齢者と分けているんですけど、この中で高齢者をおおむね65歳以上と

はなっています。

しかし、私の所属している横浜市老人クラブ連合会のメンバーはとりあえず60歳、おおむね60歳以上ということでやっているんですね。そうするとなんとなくちょっと違和感があります。例えば、横浜市老人クラブで何かやろうかなという時に、「これは65歳以上なんじゃないの」と言われかねないと。もう少し表現をぼかすことはできないでしょうかね。

事務局

65歳という書き方のところですね。本当に微妙なところですね。

松葉口部会長

概ねとは書いてありますけれどもね。具体的な年齢が出てしまっているのが、65歳以上というのが。

武田専門委員

高齢化率で考えると、65歳なので、このような分け方をされたのだと思いますけれども。

事務局

まだまだお元気で地域活動をされている方もいて、一方でお身体の調子を崩されている方もいて、高齢者にはそういった両方の方々がいらっしゃいます。

見守りが必要な方もいれば見守りの中心になられる方もいるのです。

武田専門委員

そうですね。担い手となられる方も。

松葉口部会長

60歳以上にすればよいということではないですね。

事務局

そうですね。しかし、どこかで線を引かなくてはけません。

松葉口部会長

武田専門委員の方から良い案はございますでしょうか。

武田専門委員

考えついてないですけども。

松葉口部会長

要検討という感じですね。

岡田委員

基本的な事ですけども、分かりやすく説明をして頂いて、被害に遭わない御判断ができる自立した消費者を作るということですね。それに加えてある種の自己責任の要素も含めて、よりよい社会の発展に貢献する消費者市民社会というすごく大きなテーマが加わって、分からなくなりました。

つまり、配布資料3の7頁は、今、武田専門委員も触れられた段階的なクラスターはあるんですけども、誰がその責任を持ってどう推進していくのかというのがよく分かりません。

幼児の頃は明らかに家庭が中心ですけれども、分かりやすく言うと教育委員会の範疇である部分はかなりある。この部分は私の認識では経済局の消費者教育ということがテーマだとすると、どう交通整理したらよろしいのでしょうか。私共の立場はどういう立場を誰に申し上げたらいいのかというのが分からないのです。

事務局

そうした意味では、事務方という形で教育委員会の方も行政部門として必ず消費者教育推進地域協議部会に関わります。

経済局だけでは推進していくのはとても無理な話で、横浜市で色々な施策を行っていく中に持続可能な社会という目線を入れていくという形になります。具体的に何ができるかという点についても、今後この部会でお話し頂き、進んでいくといいと思っています。

松葉口部会長

体系化の点は、それぞれの立場でこれくらいできるようになるといいですねということが書いてあって、どこが責任を持ってやるといった視点ではないんだと思います。

確かに消費者市民社会という考え方が入ってきて広がっていますので、まず色々な人たちが抱えている情報を共有化をして、できるところで対応していく社会を作っていくことになります。

そういったことも含めて横浜市ではどうしていくかといった話合いをしていければいいのかもしれませんが、いかがでしょうか。

事務局

その通りだと思います。こういう考え方がまだ一般化していなくて、私共もこれを理解するために実は大変な思いをしてみいました。

消費者市民社会を具体的にどう考えていったらいいかということも、この部会で皆様の御意見を頂きながら、それを各局でやっている施策の中にぜひ考え方をに入れてほしいと思っています。

松葉口部会長

また何かあれば、おっしゃってください。

小守専門委員

中身に入る前に、「横浜市消費者教育推進の方向性」の位置付けを最初にはっきりさせておいた方がいいと思います。

1頁の(1)の「これらを契機として～消費者教育を総合的かつ体系的に推進するため、「消費者教育の推進に関する法律」の考えを参考に、第9次横浜市消費生活審議会の報告書を踏まえて横浜市消費者教育推進の方向性(案)をまとめたと書いてあります、

そして(2)のところで、横浜市消費者教育推進の方向性を受けて、毎年度実施計画を策定します。毎年度策定する実施計画が「消費者教育の推進に関する法律」で地方自治体が策定に努めることとされている「消費者教育推進計画」に該当するものです。

配布資料3の2頁にコラムで消費者教育推進地域協議部会については、「横浜市における消費者教育の総合的、体系的かつ効果的な推進に関して構成員相互の情報の交換及

び調整を行うこと、それから、消費者教育推進計画の作成、又は変更に関して意見を述べること」が役割であるとされています。

そこで、毎年度策定される推進計画がどのように作られ進められていくのかを最初に確認させて頂ければと思います。

事務局

「消費者教育の推進に関する法律」に基づき、消費者教育推進計画を定めることが自治体の努力義務となっているため、横浜市では、毎年度、消費者教育推進計画を策定していこうと考えております。

先ほど小守専門委員からご紹介がありましたように、配布資料3の2頁コラム①にあります。消費者教育推進計画は、消費者教育推進地域協議部会から御意見を頂きながら、横浜市が作っていきます。

配布資料3の29頁にございます消費者教育に関する取組一覧にあるように、横浜市では既に様々な事業を実施してございます。横浜市市民経済労働部消費経済課、横浜市消費生活総合センターのみならず、学校においても、環境、食育及び国際理解教育等色々な授業でも行われています。

消費者市民社会の形成を実現する消費者教育というような国の考え方を盛り込んでこれらの事業を実施していく方が現実に即しています。

横浜市消費者教育推進の方向性は、それ自体は計画ではありません。消費者市民社会の形成について横浜なりにどういう風に考えていったらいいのかということを表したものです。今、皆様にご覧頂き、後段で御説明しますが、消費生活推進員の皆様などから御意見を頂き策定しまして、今後毎年度計画を作る際には、横浜市消費者教育推進の方向性を踏まえて精査していきます。

松葉口部会長

いかがでしょうか。

小守専門委員

毎年度の方が計画であると。配布資料3の28頁のコラム⑩をみただけでは横浜市消費生活総合センターの位置付けがどうなのかなと、感じられます。こちらは部会になっておりますけれども、やはりその上位に審議会がございますので、整理して頂ければと思います。

事務局

はい。表現方法を考えてまいります。

小守専門委員

少し時系列的にも整理されていないのかなと。

事務局

横浜市消費者教育推進の方向性や消費者教育推進計画につきましては自治体で作ります。消費者教育推進地域協議部会の方には御意見を頂く形になります。

配布資料3が案となっています。

松葉口部会長

案なのに（１）のところでは既に「策定しました」となっているんですね。

事務局

案が取れた時の最終形を想定してそういった表現になっております。

松葉口部会長

分かりました。

武田専門委員

本当だったらおかしいですけども、横浜市の方性はこういうものについて体系化を行ったものです、という書き方にしておけば誤解がないかもしれないですね。

事務局

表現方法を工夫します。

松葉口部会長

他にはいかがでしょうか。

若尾専門委員

私も消費者市民社会という言葉は初めてというか、まだ馴染みがないんですけども、全般的に拝見した中で、障害がある方への配慮の部分が配布資料３では見守られる人だけでなく見守る人への啓発も必要だというトーンで書かれています。

障害がある方も常に見守られている一方の方もいれば、特に軽度の知的の障害の方や精神障害の方などは、一般社会の中で自立した生活を送っている方も沢山いらっしゃる事を考えると、そういう方たち自身が消費者市民としてどの程度自立ができるかという視点で、体系の中に落とし込めるといいと思います。

周りがどんなに一生懸命見守ろうとしても、消費者市民社会という意識を持っていたとしても、生活の全ては把握できないことを考慮すべきだと考えます。

松葉口部会長

具体的には配布資料３の１５頁あたりでしょうか。

若尾専門委員

はい。記載のトーンだと障害のある方達を見守る側の人たちが、きちんと消費者市民社会という視点を持つという、それはとても大事な事ではあるんですけども、御本人たち自身にも、やはりその人たちの能力に応じて、消費生活の社会の中で生きているので、学んでもらうことは大事だと思います。

松葉口部会長

１５頁だと、障害者だけじゃなくて高齢者という言葉も入っていて、高齢者も同じような感じですよ。

武田専門委員

同じですね。

松葉口部会長

多分横浜市のお考えだと見守り強化ということなので、別に自立を阻止するつもりはなかったと思います。ただ、確かにこの表現だと、見守る対象になるだけになるという印象を与えかねません。

見守る対象ではあるけれども、自ら自立して消費者市民として力をつけて頂くために、ということが入るとバランスが良くなるかもしれません。

事務局

御自身が消費者力をあげる、という視点も加えるということですね。

松葉口部会長

はい。お互いに共助というか。

若尾専門委員

そうですね。

事務局

自助、共助で分けますと、自助の部分を今お話し頂きましたが、その部分の表現がちょっと弱かったということで、検討します。

松葉口部会長

他にはいかがでしょうか。

事務局

(「消費者教育の推進に関する法律」及び「消費者教育の推進に関する基本的な方針(平成25年6月28日閣議決定)」について消費者庁が作成した「消費者教育の推進に関する法律の概要」、「消費者教育体系イメージマップ」、平成25年6月の「消費者教育の推進に関する基本的な方針」という閣議決定を元に説明。)

松葉口部会長

ありがとうございます。消費者市民という考え方が、やっぱりなかなか分かりにくいというところがありますよね。例えば100円ショップで安くいいものが手に入ればいいんですけども、その背景には児童労働の問題があるかもしれないので、消費をすることが良いのかどうかも考えて、よりよい社会を目指して日々の消費行動をしていきたいと思いますということが消費者市民という概念です。

あと、アメリカの方で、ダラーポーターという、ドルを投票するっていう考え方があるって、毎日何を消費するかは企業にお金を投票していることなんだという考え方があります。

そういう影響も受けてこんな概念が出てきているように思います。皆さんは十分理解して頂いていると思いますけれども、勉強会の意味も含めていけば良いので、どうぞよろしくお願いします。他に委員の皆様からいかがでしょうか。

武田専門委員

先ほど、岡田委員の方からも出ていたんですけども、第2条の定義の責任というのは行政にあると考えていいんですか。

事務局

行政が全般的に見てまいりますけれども、行政だけでできることではありませんのでご一緒に進めていくということになります。

武田専門委員

連携ということはあると思うんですけども。団体や市民との連携は当然あるわけで

すけれども、誰が推進母体なのでしょう。

事務局

行政が施策に関わる計画を策定する等、全体的に見ていくのは行政となります。

武田専門委員

それから、教育という言葉は、先生がいらっしゃる前なんですけれども、どうしてもなんとなく上から目線を感じるんですよね。私共のメンバーのような70代、80代になるとですね、「なんだこの教育というのは。」とか、「自分たちに何かをさせるのか。」といったような反発をされやすいですね。

共に学ぶとか学んで育っていくというような印象が広がるといいんですけども。

事務局

一緒に強くなっていくというようなイメージでしょうか。

松葉口部会長

今は教育の世界でも、総合的な学習の時間とか生活科もあって、割と地域と一緒に学ぶ、生徒が主体的に学んでいくというのが主流になってきていますね。

昔のように色々なものを注入していくというイメージではなく、やっぱり生徒が先にありきみたいところが昔よりも強くなってきているかなと思います。

それと「消費者教育の推進に関する法律」第2条でも、括弧書きで消費者が主体的に社会の形成に参画とありますが、ここら辺がやっぱりミソで、どこが責任を持ってどうのこうのではなくて、みんなで、先ほど連携ということをおっしゃって頂きましたけれども、トップダウンというよりはボトムアップのイメージが、多分この新しい推進法の考え方なのかなと思います。

私たちの考え方自体も変えなければいけないのですけれども。

小守専門委員

主体はあくまでも地方公共団体で、その中で何をやっていくことになっています。

事務局

補足してもよろしいでしょうか。

お手元の消費者教育関係資料集の「消費者教育の推進に関する法律」の第1条をご覧頂くと、第1条の5行目、国及び地方公共団体等の責務を明らかにするという文がございます。この責務として、地方公共団体においては第20条で、計画を定めることが規定されています。組織法上の位置付けとしてはここが実際の役割であると。さらに、計画の実施主体は誰かということになりますと、多様な主体の連携のお話が出てきます。

松葉口部会長

はい、ありがとうございます。何となくイメージはわかりますでしょうか。

岡田委員

すみません。

私は、肩書は横浜市商工会議所常議員となっておりますけれども、本業は横浜岡田屋でして、横浜モアーズを経営しております。一事業者でございます。

配布資料4の「横浜市消費者教育推進の方向性(案)<概要版>」がとても分かりやすい

です。見開きの、目標1年代や領域に応じた体系的な消費者教育の実施とか、私の理解では舵を取るのには行政であると。実施するのはそれぞれの現場だと思うんです。このように考えた時に、企業で消費者教育って言われると、非常に言葉が使いづらい。

社員教育といえばそれは、分かりやすいんですけども、消費者教育を職場、特に私どもはお客様と直接触れるような売場を生業とする者にとって消費者教育というのはちょっとなじみづらいです。

そこで、この配布資料3の意味は、私なりに理解しているつもりです。最近は企業がやらなくても、ネットで裏の状況を追及することもあります。

それから、もっと積極的に、例えばアフリカ産のものにこだわっているというメッセージを、社会や消費者に打ち出すことも、企業のイメージを高めて、お客様とのコミュニケーションを深めるという手段だと思うんです。できたらその辺をもう少しうまく表現できたらいいなと思います。なかなかうまい言葉が出てこないのですが。

事務局

まさに、今おっしゃって頂いたようにアフリカ産の原料にこだわるというようなことは、企業のCSR (Corporate Social Responsibility の略) となります。

社会的貢献で、各企業で色々なお取組みをされていらっしゃると思いますので、そういったことも持続可能な社会の発展を意識して消費者市民社会を共に創っていくということをお勤めのみなさまにお伝え頂きたいです。

ただ、お勤めの皆様は自宅に帰れば消費者そのものでございますので、御本人が生活される中で消費者市民的な意識を、例えば、なるべく地産地消のものを買おうとか、御自身の生活の中でもそういう視点を持って頂ければ良いと思います。

お勤め方というのは地域での講演会などがあっても、おいでになれることもなかなかないので、企業の中での職員の研修の時間の一つにごみの正しい出し方であるとか地産地消などの研修を、色々な研修等がおありになるとは思いますがほんの一言でもお伝え頂ければ一歩進むのではないかと考えております。

岡田委員

言葉での表現ということだけではなくて、企業が取り組めるようなモチベーションとかきっかけが必要だと思います。

例えば、昔、自然を守ろうという時のナショナルトラストという運動や、古い町並みを残そうという「ヘリテージ (Heritage)」という運動が起こったり、ロンドンで「シビック・トラスト (Civic Trust)」という、古い建物と市民運動を中心にしようと全国で競ったりしたことがありました。何かそういうムーブメントを起こして企業が取り組んでいるものを顕彰する事例があると思うのです。

農業の振興の時にアメリカでは、全米で農業の革新に取り組む若者を顕彰する「Ten Outstanding Young Persons (TOYP)」があつたりします。

エコはもう古くなっちゃって、緑を植えようにも、大体緑化が進んでいます。

消費者市民社会が仮に新しい概念だとすると、何かそういうケース、事例をどなたかに考えて頂く必要があると思います。

松葉口部会長

堅い感じではなくてということですか。

岡田委員

松葉口先生に、是非横浜方式のものをお考え頂きたいと思います。

松葉口部会長

岡田屋さんのように先端を行っていらっしゃる方が色々考えられると思いますので。皆さんで色々考えられるといいですね。

岡田委員

言葉だけでなく、アクションも必要です。

松葉口部会長

かつてはグリーン・コンシューマー(Green Consumer)とかエシカル・コンシューマー(Ethical Consumer)とかいう言い方であったのですけれども。

岡田委員

企業支援みたいなものでしょうか。企業は消費者に教育するのではなくて、企業がやってくることで気づいていく立場なんだと思います。

学校や家庭等でやること、それぞれ違うと思いますけれども

松葉口部会長

いいアイデアに気付いていくという方法の方が広まると思います。

事務局

どういう方法でやっていったらよいか。ピンクリボンのようなぱっと分かりやすく皆様に広がりやすいものがあつたらいいと思っています。

松葉口部会長

皆様、先端にいらっしゃる方がおられますので、何かいいアイデアを出して頂けるといいですね。

かなり時間が経ってきてますけれども、最初ですので、色々皆さまで共有した方がよろしいと思いますので、いかがでしょうか。

武田専門委員

先ほど、横浜市消費者教育推進の方向性(案)<概要版>で、学校とか食育とか色々記載されているのですが「地域」というのはどう捉えたらよろしいのでしょうか。

事務局

自治会町内会、横浜市老人クラブ連合会とか、NPOとか横浜市では色々な活動が発達しておりますし、横浜市の代表といえば消費生活推進員がごぞいます。全国的にはこういったものはあまりごぞいません。こういった地域の活動において、消費者教育の視点を入れて頂きながら行っていきたいと考えております。

松葉口部会長

この枠組みはほんとに色々議論したんですよ。結構重複するんですよ。地域は必ず学校の子ども達だって入りますし、みなさん重複はするわけなんですけれども。

武田専門委員

地域社会というのは、今おっしゃったように非常に広いわけですよ。

松葉口部会長

ただ、その中から学校に所属している人は学校が主体になり、家庭が中心の方は家庭となり、どこが中心となっているかによって分けているわけです。必ずしも、はっきりと区切るものではないわけです。

坂本専門委員

今のところで、地域社会というのは頻繁にうちの仕事でも使うのですけれども、他のところでは、学校とか職場のような物理的な領域をイメージできるのですけれども、外国人の方ですとそういったところでポジションがないことが多い。そして受け皿としては、それ以外のことが多いのです。そこで、私の仕事の領域として地域社会は重要なので、外国人の関わりも今後進めていく中では意識して頂ければと思います。

事務局

専門委員は、皆様専門的な分野で御活躍されている方々ですので、是非具体的なアイデアを頂きたいと考えております。

松葉口部会長

地域社会というのは枠組みを作ってしまうと取りこぼしがでてくるので、その受け皿を広く網羅していくという意味もあって、地域をよく考えていかなければなりません。それぞれの主体によって重点が変わってくるので、だからこそ議論する意味があります。

武田専門委員

配布資料3の7頁のイメージマップですけれども、地域がずっと下にあるわけですね。突然高齢者となると、地域が広がってくるのですけれども。

事務局

配布資料3の7頁の上の部分は、国の計画で一律なところを表現しておりまして、そこに横浜市消費生活審議会等の御意見を取り入れて整理したものが下の部分でございます。

武田専門委員

地域と高齢者が分かれてしまっていますが。

事務局

国の分け方の表現となっています。

松葉口部会長

とりあえず、時間が時間ですので、一応進めさせて頂いて、何かあれば後程お願いします。あとは教育委員会さんは何かございますでしょうか

教育委員会事務局

私は、教育委員会事務局指導部指導企画課に所属しております。

横浜市内の指導主事が150名ほどいるのですが、それぞれ色々な教科について学校で教えていた者が入って、それぞれの教科を代表しているのが指導企画課です。私は、本日は、技術を担当している関係で出席させて頂いております。大変有意義なお話合い

で勉強になります。

家庭科については、消費生活ということで特化して学習内容があるのですが、私の専門の技術ではそのようなものがございません。

配布資料3の7頁の体系イメージマップを拝見させて頂いて、私は中学生を教えていましたが、技術と消費者教育は結びつきにくいと考えていましたが、中学生期をみてみますと、これは技術に関係していると考えられるものがございました。

例えば、中学生期の「持続可能な消費の実践」というところで、「消費生活が環境に与える影響を考え、環境に配慮した生活を実践しよう」ということが書かれています。細かい話になってしまって恐縮ですが、技術を強化活用するというものがございます。これは、子どもたちの身の回りには様々な技術があって、それらの技術にはそれぞれメリット・デメリットがあります。その中で、自分の使う目的や条件を照らし合わせた時に、自分の使う技術を考えさせたりします。

例えば、ラーメン屋さんに入ったときに、割りばしとプラスチックのはしのどちらを使うかということを探りあげたりします。これは材料に関する技術です。環境のことを考えたり、あるいは経済面社会面のことを考えて選ぶというものです。これはまさに持続可能な発展に合致すると考えられます。こういうことが横断的な教育として色々な教科にちりばめられています。

それぞれが消費者教育として意識されているかは疑問があります。そこで、横浜市消費者教育推進の方向性で明確化して頂くと、先生方に対して「これが消費者教育に関係しているのか」と意識して頂くことができ、子ども達に対する指導の仕方も変わりますし、子ども達の気持ちの中での落とし込みも少し変わっていくと思います。

松葉口部会長

勉強になります。私自身も小中高の全ての全科目全教科を調べて、持続可能な社会の話は全てに入っていることが分かりました。一番関係性が薄いと考えられるような数学にも入っているわけですね。だから、ESD(Education for Sustainable Development)にも関係してきますけれども、文科省と外務省が力を入れていることもあって、持続可能な社会は全て入っています。あとは先生方や生徒さんがそれを意識してやっていくかという問題で、バックボーンは整っており、やりやすいのかなと感じています。

磯子区役所地域振興課長

磯子区地域振興課長です。私のポジションでは、主に自治会町内会の取りまとめをはじめとして、消費生活推進員の皆様方についても担当させて頂いています。

消費生活推進員は自治会等からの推薦で委嘱をされておりますので、スポーツ推進員とか青少年育成員とか地域で活動されていらっしゃる方の中で、このような方向性を策定して頂くことは大きな道筋になると思います。

松葉口部会長

消費生活推進員は、何と言っても横浜市の特徴ですので、頑張ってもらいたいと考えております。

事務局

消費生活推進員の方には、色々と頑張っている方がいらっしゃいますので、情報提供を進めていきたいと思います。

佐々木委員

私は、中区の消費生活推進員をしています。横浜市は自治会や町内会の会長さんから推薦で、1期2年、最長6年できるのですが、推薦する方も、推薦される方も、消費生活推進員はどういうことかを知らなくて、「あなたやってよ。」という感じで受けるのです。

横浜市の区で公募をされている区があるようなのですが、自分で手を挙げるのであれば内容を把握しているといえるので、活動がしやすくなると考えております。

また、活動の内容ですが、担当の方によって、すごくいい活動をされる方と、ただ時間が過ぎればいいやと考える方と色々いらっしゃいます。

何か目的をもってずっとやり続ける方もいらっしゃいます。継続することがとても大切です。

そういう方は別枠で、次の方ができるまで続投して頂くのが良いと思います。

松葉口部会長

その点は、よく考えていかなければならないと思います。

事務局

これから消費生活推進員さんが良い活動をしていることをしっかりと広報していくことが重要であると思います。消費生活推進員さんがどのような活動をしていくのかということを記載したガイドを全面改訂中です。

最長6年ですが、OBの方で、さらにその後専門家になられた方もいらっしゃいます。任期の点については、消費生活推進員さん向けにアンケートを取ります。

松葉口部会長

配布資料3の13ページ以降のところ、既に佐々木委員から御指摘をうかがっていたところとなりますので、配布資料3の13頁から22頁までの「4横浜市消費者教育推進の方向性の策定に当たっての考え方」の「目標1 発達段階や場の特性に応じた体系的な消費者教育の実施」の部分ということで、事前に佐々木委員から御意見を頂いていました。

まさに、消費生活推進員は、町内会あるいは自治会による推薦によるものですが、効率的・積極的に活動するために、消費生活推進員の公募を増やしたり、適任者の委嘱年数を増やすべきだという御意見がございました。

事務局からは、今の御回答ということによろしいですか。

事務局

今進めているということでございます。

松葉口部会長

また、小守委員から、第1に「方向性」は法に基づく「計画」の上位となり、「計画」そのものと考えられますが、位置付けはどのようになるのでしょうか」という御質問が

ございました。

第2に、「方向性」策定にあたっての考え方において、2つの重点項目と3つの目標の関係が分かりにくいという御意見がございました。

事務局から御回答頂けますか

事務局

先ほどからずっとお話させて頂いたことと関連しておりますので、表現方法等については検討いたします。

松葉口部会長

他にはご意見等ございますでしょうか。専門委員の方の通常業務での御苦勞等のお話を頂けますでしょうか。教育委員会さんから補足説明等よろしいですか。では、皆様方からいかがでしょうか。

岡田委員

配布資料2の「新たな視点での消費者教育について」の15頁に、「国際都市」や「NPO団体等との連携」と書いてあります。この「取組み」として4つあるのですが、NPOとかそういうグループとか、そういうもし横浜らしい取組みをしているまだ見ぬ広く知られていないムーブメントがあるとしたら、それも一つのやり方になると思うのですね。

例えば、最近お掃除をするのが企業の大事な社員教育となっております、私どもでも、定期的に掃除をしています。それから、「美しい港町横濱をつくる会」という企業関係者が集まってお掃除をする会があります。

そういう方は、消費者教育なんて大それたことは考えてなくて、いいことだよねということで声を掛け合っています。

そういうのを褒め称えて、お金云々じゃなくて、評価し、皆様で検証すると、横浜らしいことなのかなと思います。その辺の情報はかなり限られているかもしれませんが、色々あると思います。そういうのがもしかしたら横浜らしいことなのかなと思います。

事務局

花を植える取り組みをする企業等もございます。企業市民という考え方もございますが、広い意味で、消費者市民社会という考え方に含まれるのかもしれませんが。

岡田委員

相対するような家庭と学校よりも、地域に対して何かやるとか、理解するとか、そういう点を考えたらどうでしょうか。

子ども達の教育でも、ワールドゲーム（事務局注：「世界の様々な地域や諸問題を自分の目を見て、共に考え、学んでいく参加型シュミレーションゲーム」とっとり国際交流連絡会定義）というのがあって、体育館に高校生が集まってゲームをするというのをNGOがやっています。この種の活動を紹介していくのも一つかなと思います。

松葉口部会長

横浜市は市民力は高いので、ワールドゲームのような活動をもっと顕在化していくのは大事かもしれません。

ありがとうございます。他にはいかがですか。

若尾専門委員

地域社会といった時に、消費生活推進員さんを中心に書かれていますが、民生委員さんが高齢者の見守りの場面で、お便りをつくる時に、振り込み詐欺に気を付けようということを知らせたりするので、この辺りと連携を採るような仕組みづくりが大事だと思います。

また、保護司さんや「社会を明るくする運動」（主唱 法務省）として、最近、携帯電話とかスマートフォンのいじめに巻き込まれないように地域の中で区民の方向けになさっていたりします。犯罪に巻き込まれないようにという視点もあるのですが、消費者教育として項目に挙がっていることと関係しているのであれば、保護司は法務省管轄で連携が取りにくいかもしれませんが、地域の中で啓発をしていく団体としてつながっていけないのではないかと思います。

松葉口部会長

こういうのは、方向性に掲載してもよろしいのでしょうか。

事務局

はい。漏れているものがあれば、御指摘頂きたいです。

小守委員

難しいのが、「消費者教育推進地域協議部会」と、消費者安全法に基づく「消費者安全地域協議会」の関係です。

事務局

消費者安全法という法律が改正されまして、高齢者の被害が増えてきており、高齢者の見守りの仕組みの中に、消費者的な目線を入れて頂くということでやっていけたらと思っております。地域の相互の見守り、消費者自身が強くなっていく、この2点を両輪として進めていきたいと考えております。

松葉口部会長

最後まで行きましようか。23頁以降で御意見等ございますか。

「目標2 消費者教育推進の担い手の育成、担い手間の連携、市民との協働の実現」「目標3 消費者教育及び消費生活関連施策との連携、消費者教育に関する取組一覧(平成25年度実績)等についての審議に入りたいと思います。特に、29頁以下の平成25年度実績につきましては、平成27年度消費者教育推進計画において、どのようなことを盛り込むべきかということなど御意見を頂ければと考えております。

まず、この点につきましては、小守専門委員から、28頁のコラム⑩は、コラムではなく、方向性の中できちんと位置付け、それぞれの機関や施設の役割、機能を明確にするべきと考えますとの御意見がございました。事務局から説明をお願いします。

事務局

方向性ということで、一回おいてみたというところでございます。今までもやってきたことと変わらないということで、コラムに落としてございますが、今後のことにつきましては、検討してまいります。

小守委員

意見を提出した趣旨をお話させて頂くと、第1に、消費生活推進員制度を早くから取り入れていること、第2に、消費生活総合センターを指定管理者制度を用いていることの2点あります。この指定管理者との役割分担をしっかりとすることは非常に重要だと思います。

松葉口部会長

実際に実施していく上では、重要ですね。これをもう少し前に持って行った方がいいという御意見ですね。

事務局

コラムと本文の位置付けについては、もう少し検討させていただきます。

松葉口部会長

よろしく願います。教育委員会さんからもいかがでしょうか。

鈴木和子委員

横浜市の方向性として、消費者教育センターをどのように設置していくのか、その中でコーディネーターを設けるといところまでは、まだお考えがないのでしょうか。

事務局

コーディネーターについては、横浜市では色々な方がいらっしゃいますが、地域の啓発をするという意味では消費生活推進員が果たしています。

また、消費生活推進員のOBの方が地域のコーディネーターの役割を担ってごまいます。こういうことをより活発化することが大事であると考えています。

また、予算の制約がございます。限られた予算の中で、既にある事業と一緒に連携しながら何ができるかという点も考えていきたいと思ひます。

鈴木和子委員

私は、中学校の家庭科の先生と10年くらいお付き合いがございまして、学校へ出前講座をしたんです。そこで、先生とのつながりで色々やってきましたり、消費生活推進員の方から依頼を受けて、どういうところに講師を依頼したらよいかというご相談を受けたり、ステップアップ講座の関係で尋ねられたりします。こういうコーディネートする力が横浜にあればとてもいいなと思ひています。

協働事業に関しても、FPの方たちはかなりいい講座を開いてくださっていますけれども、なかなか受講する方が少ないんですね。消費生活推進員と一緒に協力しながら、会場いっぱいにあふれるようなところで講座でお話をしてきたわけです。そういったつながりがあるところであれば、人が集まるとは思ひのですけれども、せつかくFPの方々がいい講座をやっているながら、受講者が集まらないで終わってしまっているという現状があります。ここをなんとかすれば、すごく効果的な消費者教育ができると思ひていたのですが。

松葉口部会長

消費者サポート横浜会さんは、協働事業でいつもとても良い講座を出してくださっていて、審議会の協働部会も重要な位置を占めますね。

鈴木和子委員

私たちは、中学校3校に講師を派遣して出前講座をやってきて、かなりの受講者がいらっしやいました。1000人近い方々に提供できていたのですが、なかなか協働事業の実施時期にも問題があると感じています。学校の先生方は、大体春に1年間の計画を立ててしまうのですが、協働事業ははっきり決まるのは7月で、実際に活動するのが10月だったんです。そうすると、先生方のところにはなかなか入り込めないのです。

そこで、せっかくスマホ等中学生に絶対教えてあげたいことがあるが、伝える手段がないということがございました。消費者教育推進地域部会ではこのようなことも検討していきたいなと思います。

若尾専門委員

今の関連で、すごくいい講座を沢山お持ちなのは良いと思うのですが、中学生等成長期の子もさんなら集中力があってよいと思うのですが、高齢者の講座をもとるとすると、高齢者の方は集中力が5分とかそういう感じなので、自分は絶対そういうのにひっかからないと思っていらして、それに引っかかった方の80%の方が自分は引っかかると思っていなかったという方なんです。それくらい自分が引っかかると思っていなくて、それで集中力5分ですから、無理やり町内会にお願いして動員するのが実態です。これでは意味が全然ないので、私たちがやるときは地域の老人会ですとかバス旅行とか色々なところで、ちょっとだけ時間を頂いて話をしたり、DVDを上映したり、マンツーマンで話をするしかないのかなと思っています。

武田専門委員

今の関連で少し情報提供させて頂きたいのですが、全国老人クラブ連合会という全国組織があって、そこが音頭を取っているのですが、26年度から28年度まで3カ年計画で高齢者の消費者被害の防止の見守りサポーターを自分達で作ろうという話があります。横浜市では、平成27年度に、横浜市18区に連合会があり、単位クラブが合計1700あります。そのうち3つの区で15の単位クラブで、各2人ずつ見守りサポーターをつくらうという話があります。そこで、あわせると90人くらいの見守りサポーターを1年間自分たちも学びながら、コーディネーター役にまでなれるかは分かりませんが、色々な受け皿になって、地域の問題解決につなげていくこと、自分達でやろうではないかという話もあります。

また、横浜シニア大学でも、横浜市老人クラブの会員と一般消費者を受講者として、横浜市消費生活総合センターから講師をお招きして、大体1000人くらいの講座を行っています。

松葉口部会長

貴重な情報ありがとうございます。知らないことが皆様ありますので、こういう場で色々情報共有することは大切ですね。

坂本専門委員

色々お聞きしていてようやく私の中で像が見えてきたのですが、横浜市の消費者教育推進の方向性を考えるときに、今の時代状況を考えると、グローバル化ということをも

う少し方向性を考える上での基本的なタームとして入れるべきではないかと考えます。

世界中から物が集まってくるし、物だけではなくて人も集まってくると、人との間に取引が発生するわけで、多様な文化的背景を持った人達同士のコミュニケーションもとらなければならないのです。そこで、グローバル社会の中で消費者市民社会を形成していくのであれば、考え方として入れていくべきなのかなと思います。

クーリングオフなんて、まったく自分の文化に馴染まないと考えている国の方も中にはいらっしゃると思うので、日本で生活するのであれば、共通理解を図っていく教育というのは大事だなと思います。どういう形でそういう時代背景的なものを入れるかは検討を要しますが。

松葉口部会長

横浜市の場合には、国際というのは第9次の報告書に入っていましたが、グローバルという言葉は入っていなかったと思います。

坂本専門委員

第9次の報告書では、外国人が多いとか国際機関が立地しているとか、そういうレベルで国際性が語られている印象を受けましたが、やや違う。既にもう我々はグローバル社会に生きているんだということが表現できればよいと思います。

事務局

消費者被害に遭った方も、事業者を追っていったら海外の事業者だったということもございまして、グローバル化は進んでおりますので、検討してまいります。

若尾専門委員

障害のある方の御本人を消費者教育の対象とするというお話があったのですが、見守っている方への指導というのが、実際に取組んでいる場合にはあまりないのかなという感じがするので、御本人への教育と併せて、直接かかわりの深い方達に意識として消費者市民社会という視点を持って頂くのは良いと思います。

事務局

ケアプラザ所長会さんとかで企画されていることもあります。所長さんたちの会議を横浜市社会福祉協議会で運営されておりますので、そのあたりで御協力頂けると良いと思います。

若尾専門委員

地域包括支援センター、ケアプラザは大事だと思いますが、グループホームや通所系の施設の職員の方であるとか、自立生活アシスタントさんにも、消費者市民社会を意識として持ってほしい。

横浜市社会福祉協議会で取り組めそうなことは持ち帰って検討させて頂きたいと思います。配布資料3にも言葉として、入れればよりやりやすいと思います。

小守専門委員

横浜市消費生活総合センターでも、社会福祉協議会で講座をやらせて頂きますけれども、福祉事業従事者研修とか、介護支援相談とか、そういう研修の中では、御協力させて頂ければと思います。

	<p>松葉口部会長</p> <p>重要な視点をありがとうございます。他にはいかがでしょうか。それでは、最後に事務局から説明をお願いします。</p> <p>事務局</p> <p>今後の流れについて、御説明をさせていただきます。消費者教育推進の方向性につきましては、消費者教育推進地域協議部会で御意見を頂き、まとめたものを審議会の各委員にお送りし、御意見を頂く他、消費生活推進員に対しても意見の募集を行います。それに基づいて、横浜市消費者教育推進の方向性を策定してまいります。</p> <p>そして、この消費者教育推進の方向性に基づいて、平成27年度横浜市消費者教育推進計画を策定いたします。なお、事務的なことでございますが、一週間後を目途に、返信用封筒にて、個人票及び振込依頼書を御送付頂けると幸甚でございます。</p> <p>次回の予定は、平成27年度の消費者教育推進計画と平成28年消費者教育推進計画の審議の為、6月から7月頃に本部会を開催することを予定しています。」</p> <p>松葉口部会長</p> <p>配布資料3の最後にある取組一覧について、過不足があれば事務局に御連絡して頂くということでしょうか。</p> <p>そうすると、益々横浜市はこれだけやっているというのが見えてくると思います。本日、お互いに知らなかったことを知ることができましたし、課題も見えてまいりまして、色々な方と集まるのは良いと思えました。</p> <p>忌憚のない御意見を頂き、より良い計画になっていけばよいと思います。</p> <p>それでは、第10次横浜市消費生活審議会第1回消費者教育推進地域協議部会を閉会させていただきます。ありがとうございました。</p>
資 料	<ul style="list-style-type: none"> ・議事次第 ・配布資料1 本部会名簿、第10次審議会の部会構成、第10次審議会委員名簿及び第10次審議会のテーマについて ・配布資料2 第9次審議会報告書「新たな視点での消費者教育について」 ・配布資料3 横浜市消費者教育推進の方向性（案）及び平成25年度消費者教育に関する取組一覧について ・配布資料4 横浜市消費者教育推進の方向性（案）<概要版> ・消費者教育の推進に関する法律の概要（消費者庁） ・消費者教育の推進に関する基本的な方針の概要（消費者庁） ・消費者教育関係資料集（「消費者教育の推進に関する法律」及び「消費者教育の推進に関する基本的な方針」） ・横浜市消費生活条例関係規程集（横浜市消費生活条例、横浜市消費生活条例施行規則、横浜市附属機関等の会議の公開に関する要綱、適正な事業活動の確保及び消費者の被害救済実施に関する事務取扱要領、事業者への調査、指導及び勧告に係る実施要領、消費者被害救済部会運営要綱、消費者被害救済部会付託案件の選定及び会議の実施に関する要領）